



# 栃木県公報

平成17年  
2月14日(月)  
第1639号

## 目 次

### 告 示

土地改良区定款変更の認可.....	133
土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧.....	133
県営土地改良事業計画の決定.....	134
木材業者の登録.....	135
兼用工作物の管理に関する協議.....	135
道路の区域の変更.....	135
道路の供用開始.....	136
同 .....	136
県土の景観形成に関する基本方針の変更.....	137
栃木県大規模行為景観形成基準の変更.....	137
公共事業に係る景観形成のための指針の変更.....	137

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	137
大規模小売店舗の新設の届出.....	138
土地改良区役員の退就任.....	139
県営土地改良事業の工事完了.....	142

### 教育委員会

教科用図書採択地区の設定の一部改正.....	142
------------------------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岩 舟 南 部 土 地 改 良 区	平 成 1 7 年 2 月 1 日

### 栃木県告示第86号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成17年 2月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
芳賀町北部土地改良区	芳賀町北部地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所
芳賀町西部土地改良区	芳賀町西部地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所
芳賀町下高根沢土地改良区	芳賀町下高根沢地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所
芳賀町八ッ木土地改良区	芳賀町八ッ木地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所
芳賀町東高橋土地改良区	芳賀町東高橋地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所
芳賀町西高橋土地改良区	芳賀町西高橋地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所
芳賀町下延生土地改良区	芳賀町下延生地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所
芳賀町唐桶土地改良区	芳賀町唐桶地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	芳賀農業振興事務所

栃木県告示第87号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成17年 2月14日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営小倉地区土地改良(区画整理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	上都賀農業振興事務所
県営塩那台地地区土地改良(維持管理)事業	平成17年2月15日から同年3月14日まで	平成17年3月29日	塩谷農業振興事務所 那須農業振興事務所 南那須農業振興事務所

(農地計画課)

栃木県告示第88号

栃木県木材業者登録条例（昭和32年栃木県条例第39号）第5条第2項の規定により、次の者に木材業者登録証を交付したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福田 富一

登 録 年 月 日	登 録 番 号	氏 名 <small>〔法人にあっては、その 名称及び代表者の 氏名〕</small>	住 所 <small>〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕</small>	営 業 所 又 は 工 場		業 務 の 態 様		
				名 称	所 在 地	素 材	製 材	特 殊 用 材
平成16年 12月1日	1247	鹿沼建築株式会社 代表取締役社長 福田 忠雄	宇都宮市大谷町 1993-1	鹿沼建築株式 会社	宇都宮市大谷 町1993-1			

(林業振興課)

栃木県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、栃木県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福田 富一

1 道路の種類、路線及び位置

道 路 の 種 類	整 理 番 号	路 線 名	位 置
県 道	2 6 9	小 山 環 状 線	小山市大字中久喜1413-4地先から 小山市大字出井772-2地先まで

2 他の工作物の管理者の氏名

株式会社高岳製作所電力システム事業本部小山工場

3 協議の成立した日

平成17年1月13日

4 協議の内容

株式会社高岳製作所所有の鉄道引き込み線と県道小山環状線が相互に効用を兼ねる部分の管理の方法及び管理に関する費用

栃木県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年2月14日から同年3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 氏家宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
64	前	河内郡河内町大字白沢字上ノ台1671-4から 河内郡河内町大字白沢字上ノ台1664-2まで	16.8～17.2	201.1	
	後	河内郡河内町大字白沢字上ノ台1671-4から 河内郡河内町大字白沢字上ノ台1664-2まで	17.2～18.1	201.1	

道路の種類 県道

路線名 一般県道 雀宮真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
193	前	宇都宮市東谷町470-2から 宇都宮市東谷町104-2まで	14.2～17.9	100.0	
	後	宇都宮市東谷町470-2から 宇都宮市東谷町104-2まで	14.2～30.0	100.0	

## 栃木県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年2月14日から同年3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道352号	下都賀郡壬生町大字上稲葉字吉次内1649-3地先から 下都賀郡壬生町大字下稲葉字原太神1353-4地先まで	平成17年2月14日
64	一般県道 氏家宇都宮線	河内郡河内町大字白沢字上ノ台1671-4から 河内郡河内町大字白沢字上ノ台1664-2まで	平成17年2月14日
193	一般県道 雀宮真岡線	宇都宮市東谷町484-1から 宇都宮市東谷町104-2まで	平成17年2月14日
206	一般県道 飯茂木線	芳賀郡茂木町大字飯1997-1から 芳賀郡茂木町大字飯1959-1まで	平成17年2月14日

## 栃木県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年2月15日から同年3月17日まで一般の縦覧に

供する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
18	主 要 地 方 道 小 山 壬 生 線	下都賀郡壬生町大字壬生乙144-1地先から 下都賀郡壬生町大字壬生乙27-5地先まで	平成17年2月15日

(道路維持課)

#### 栃木県告示第93号

栃木県景観条例(平成15年栃木県条例第6号)第6条第1項の規定による県土の景観形成に関する基本方針を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

(「次のよう」は省略し、その写しを栃木県土木部都市計画課及び各土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 栃木県告示第94号

栃木県景観条例(平成15年栃木県条例第6号)第18条第1項の規定による栃木県大規模行為景観形成基準(平成16年栃木県告示第50号)の一部を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

表中「自然公園法(昭和32年法律第161号)」を「景観法(平成16年法律第110号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)」に改める。

#### 栃木県告示第95号

栃木県景観条例(平成15年栃木県条例第6号)第23条第1項の規定による公共事業に係る景観形成のための指針を次のように変更したので、同条第2項において準用する同条例第6条第4項の規定により公表する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

(「次のよう」は省略し、その写しを栃木県土木部都市計画課及び各土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(都市計画課)

## 公 告

#### 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の名氏	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成17年 1月28日	特定非営利活動法人たかはらあすなる会	高瀬 博	栃木県矢板市越畑226番地	この法人は、知的障害者との交流を通じ、知的障害者に対する理解と愛護の念を導くと共に、知的障害を背負っている者が安心して生活できるように、補助・補佐・援助し、生涯安心して生活する権利を擁護し、支援することを目的とする。	平成17年 3月28日

(文化振興課)

## 大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成17年6月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年2月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ワンダーグー大田原店  
大田原市若松町1650番10 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ワンダーコーポレーション  
茨城県つくば市西大橋599番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
株式会社ワンダーコーポレーション
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年9月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,019㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数  
駐車場 110台  
駐輪場 53台
- 7 荷さばき施設の面積  
71㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量  
16m<sup>3</sup>
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午前0時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午前0時30分まで

- 11 駐車場の自動車の出入口の数  
3カ所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午前9時30分まで
- 13 届出年月日  
平成17年1月27日
- 14 縦覧場所  
栃木県商工労働観光部経営支援課

( 経 営 支 援 課 )

土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
栃木市東部 土地改良区	理 事	岸 慶蔵		栃木市城内町2-7-27	17.1.7	
	"	鯉沼 秀雄		" 大宮町1516-2	"	
	"	田中 守		" " 976-1	"	
	"	松本徳次郎		" " 936	"	
	"	小松 正市		" 今泉町2-1-25	"	
	"	猿山 宏		" 樋ノ口町247-1	"	
	"	猿山 忠久		" " 241-1	"	
	"	鶴見 喜一		" 仲仕上町225	"	
	"	渡邊 徳二		" 宮田町207	"	
	"	岸 一郎		" 大宮町397	"	
	"	竹澤 一夫		" 室町9-14	"	
	"	松沼 隆雄		" 城内町2-49-18	"	
	"	黒川 治平		" 平柳町2-25-36	"	
	"	琴寄 哲	琴寄 哲	" 大宮町1592-1	"	17.1.8
	"	栃木 國雄	栃木 國雄	" 久保田町249-1	"	"
	"	早乙女利夫	早乙女利夫	" 仲仕上町173	"	"
"	岸 賢司	岸 賢司	" 神田町15-17	"	"	
"	木村 隆夫	木村 隆夫	" " 27-6	"	"	

	理事	別井 仁	別井 仁	栃木市藤田町412	17.1.7	17.1.8	
	"	渡邊 榮吉	渡邊 榮吉	" 今泉町1-18-55	"	"	
	"		穂坂 恒	" 大宮町1338		"	
	"		篠原 崇	" " 1560-2		"	
	"		田中 昇	" " 971-1		"	
	"		出井 喜平	" 宮田町208		"	
	"		岸 繁	" 城内町2-7-32		"	
	"		田村 久夫	" 樋ノ口町359-1		"	
	"		渡辺 光康	" 旭町6-17		"	
	"		篠原 真一	小山市大字小葉191		"	
	監事	岸 憲一		栃木市城内町2-31-5	17.1.7		
	"	新村 敏夫		" 高谷町356	"		
	"	赤間 國光	赤間 國光	" 大宮町1470	"	17.1.8	
	"		猿山 宏	" 樋ノ口町247-1		"	
	"		熊倉 弘一	" 城内町2-9-4		"	
壬 生 町 下 稲 葉 西 部 土 地 改 良 区	理事	中嶋 正		下都賀郡壬生町大字下稲葉874	17.1.2		
	"	川又 孝司		" " " 1419-1	"		
	"	鈴木 理夫		" " " 945	"		
	"	鈴木 昭夫		" " " 944-1	"		
	"	若林 春男	若林 春男	" " " 385	"	17.1.3	
	"	梁島 安男	梁島 安男	" " " 2079-1	"	"	
	"	若林 幸夫	若林 幸夫	" " " 384-1	"	"	
	"		伊藤 一夫	" " " 2286-3		"	
	"		梁島 正夫	" " " 1276		"	
	"		中嶋 幸平	" " " 871		"	
	"		木村 昭一	" " " 1192-1		"	
	"	監事	木村 昭一		" " " 1192-1	17.1.2	
	"	"	梁島 政男		" " " 2176	"	

	監事	甫坂 勝美		下都賀郡壬生町大字下稲葉67	17.1.2	
	"		梁島富士夫	" " " 2194		17.1.3
	"		出井 光男	" " " 96		"
	"		鈴木 忠	" " " 905		"
壬生町藤井 土地改良区	理事	橋本 正敬		下都賀郡壬生町大字藤井202-1	16.12.29	
	"	須藤 嘉一		" " " 1391	"	
	"	寺内 久		" " " 2488-3	"	
	"	山川 秀夫		" " " 1656	"	
	"	高橋 直		" " " 2720-9	"	
	"	長 稔		" " " 162	"	
	"	山川 大祐		" " " 1848	"	
	"	板橋 正雄		" " " 2701	"	
	"	川中子 功		" " 中央町2-3	"	
	"	鯉沼佐一郎		" " 大字藤井1208-1	"	
	"	篠原 喜一		" " " 2299-4	"	
	"	生井 勝		" 国分寺町大字国分2018-17	"	
	"	山川 勝美		" 壬生町大字藤井1607-2	"	
	"	黒川 修一	黒川 修一	" " " 244-1	"	16.12.30
	"		須藤 重雄	" " " 1394-1		"
	"		阿久津良治	" " " 178-3		"
	"		近藤 美好	" 国分寺町大字国分1994		"
	"		板橋 昭二	" 壬生町大字藤井2729		"
	"		黒川 一成	" " " 1262-2		"
	"		海老沼幸夫	" " " 1292		"
"		山川 誠一	" " " 1890-10		"	
"		青柳 一茂	" " " 57-2		"	
"		吉田 一	" " " 2267-2		"	
"		板橋 伸	" " " 2706		"	

	理事		山川 章	下都賀郡壬生町大字藤井1664		16.12.30
	"		鈴木 洋	" " " 628-2		"
	"		戸崎 康昭	" " " 1757		"
	監事	粕尾栄治郎		" " 大字壬生甲637-2	16.12.29	
	"	田上 長吉		" " 大字藤井608-36	"	
	"		須藤 登行	" " " 2447		16.12.30
	"		人見 喜作	" " 大字通町14-14		"
小白井用水 土地改良区	理事	岩附 克一		那須郡南那須町大字三箇2915-1	17.1.24	

県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年2月14日

栃木県知事 福田 富一

事業名	完了年月日
県営中山間田沼地区土地改良（区画整理）事業（第2換地区）	平成16年3月19日

（農地計画課）

教育委員会

栃木県教育委員会告示第2号

教科用図書採択地区の設定（昭和39年栃木県教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正し、平成17年2月28日から適用する。

平成17年2月14日

栃木県教育委員会

安蘇採択地区の項を次のように改める。

佐野市採択地区	佐野市
---------	-----

（学校教育課）

毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たる ときはその翌日)	発行人 栃木県 郵便番号320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 印刷所 新日本印刷株式会社 郵便番号320-0831 宇都宮市新町1丁目7番3号 購読料1カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)
-------------------------------------	--